

源俊房とその第宅

——「土御門」と「堀河」——

土 岐 陽 美

はじめに

源俊房（長元八（一〇三五）年—保安一（一一二二）年）は、源師房と藤原道長の女尊子との長男であり、村上天皇の曾孫にあたる。⁽¹⁾父師房と摂関家の縁戚関係は非常に密接で、俊房自身も藤原頼通の養子となつた。天喜五（一〇五七）年には⁽²⁾「十三歳で参議となり、公卿に列した。⁽³⁾」⁽⁴⁾。権中納言であった延久四（一〇七二）年、二歳違ひの同母弟顕房が先に権大納言に昇進したが、二年後の承保元（一〇七四）年には俊房も権大納言となつて顕房の上座となり、その後、再び顕房に官を越されることはないなかつた。また、いわゆる「永久の変」⁽²⁾によつて晩年は逼塞を余儀なくされたこともあつたが、儀式書などで後世に知られるよう公事に通曉し、四十年近く左大臣の座に在り、「予已一家主也」と自負する名実共に源氏の長者として、八十七歳の生涯を終えた。

俊房に関する研究は、儀式書や家説といった有職故実関係と、「村上源氏」やいわゆる「俊房流」・「顕房流」といった家の形成に、主な関心が寄せられている。次いで、俊房の第宅や家族関係、俊房個人の業績に対する研究がある。有職故実関係では、父師房や子息である師頼・師時、

孫の代である源有仁への流れ⁽⁴⁾が、また、家の形成については先の研究と表裏一体であるが、院政期における村上源氏の存在や立場が論じられている。⁽⁵⁾俊房個人への研究は、管見の限り下向井龍彦氏によるものがあり、『水左記』にみえる俊房と薬師寺との関係から、院政期における太政官政務運営の変質を論じておられる。俊房の第宅や家族関係については、角田文衛氏⁽⁷⁾を嚆矢とし、高群逸枝氏・井上満郎氏・鷺見等曜氏・米谷豊之祐氏・臘谷寿氏などの研究があり、また、『地名辞典』・『平安京提要』⁽¹⁰⁾という辞典類の記述も充実している。

しかし、俊房の通称の由来については必ずしも明確ではない。代表的な通称である「堀河左大臣」の由来となる第宅の正確な所在地は不明である。また、俊房の日記を『土記』・『後土記』とする史料があり、父である「土御門右大臣」師房に統いて、従来、指摘されていないが、俊房を「土御門」と通称する例もある。「土御門」といえば、村上源氏の第宅として「土御門」第が著名である。この第宅は、角田氏⁽¹⁴⁾が引用された「土御門敷地寄進文書」に付随する「土御門寄進敷地指図」から左京辺四坊六町の地に比定でき、同じく付隨する「土御門家敷地相伝系図」には具平親王からの伝領系図が示されており、村上源氏伝領であること

を伝えている。しかし、この系図には師房の長子である俊房は含まれておらず、角田氏も俊房による伝領の可能性に触れておられない。井上氏は、白河院御所を検討されるなかで俊房の「土御門」にある第宅について触れておられるが、複数の第宅を混同されている。鷺見氏は、主に高群氏の研究を批判検討されながら、俊房とその家族らの居住形態や居所を検証されているが、この地については、角田氏の研究への検討はされないまま、俊房第として他地を指摘しておられる。臘谷氏は、角田氏の研究を踏襲しながら、他の村上源氏に関わる第宅についても検証され、米谷氏は、父師房薨去後の俊房ら家族の居住形態について触れておられる。

充実した先行研究がありながら、俊房の「土御門」および「堀河」という通称に由来する第宅の存在が解明されていない理由は、黒板伸夫氏が的確に指摘しておられるように、当事者には当たり前なこととして記された第宅や人物の呼称が、現代に生きる我々にとっては曖昧で難解なこと、また、俊房の日記である『水左記』をはじめ、父師房の「土右記」、「一男師時の『長秋記』など、俊房やその関係者の記録類の整理が部分的にしか行われておらず、その校訂が十分ではないこと、さらに、誕生から左大臣に昇り、知命を超える時期にあたる『大日本史料』第二編が未刊行であることが挙げられると思う。本稿でも、基本的に史料大成本・大日本古記録本などの既刊活字本史料を参照した。本稿の根幹史料となる『水左記』の校訂は重要な作業であると認識しているが、本稿に関係する箇所のみを参考可能な原本写真で確認するに留まった。

本稿は、俊房の通称の由来となる二つの第宅、「土御門」と「堀河」の所在地を少しでも明らかにすることを目的とする。同居の家族関係が、その第宅と俊房との関係を明らかにする場合もあると思われるから、俊房の同居人の一端を知ることもできるであろう。先に結論の一端を述べ

るが、俊房の「土御門」という通称の由来となる第宅は、村上源氏の第宅として著名な左京北辺四坊六町の「土御門」第とは別のものである。また、管見の限りでは、少なくとも俊房の生きた時代には、村上源氏と左京北辺四坊六町の地の接点は何ら見出せなかつた。俊房の第宅は、八十七歳という長命のなかで三回の転機を迎える。一回目は父師房の薨去による俊房第への影響、二回目は父師房の「土御門」第の焼亡と俊房が新造する「土御門」第への転居、三回目は俊房の「土御門」第の焼亡と「堀河」第への転居、である。論旨を判り易くするために、俊房の長い人生をこの三つの節目で区切り、なるべく年代が前後・混乱しないよう編年で追うことにする。第宅の地番をいちいち挙げるのは煩雑があるので、A第・B第などと記した。付図の「源俊房関係左京第宅配置図」を参照いただきたい。また、引用史料の人名には傍註を施した。

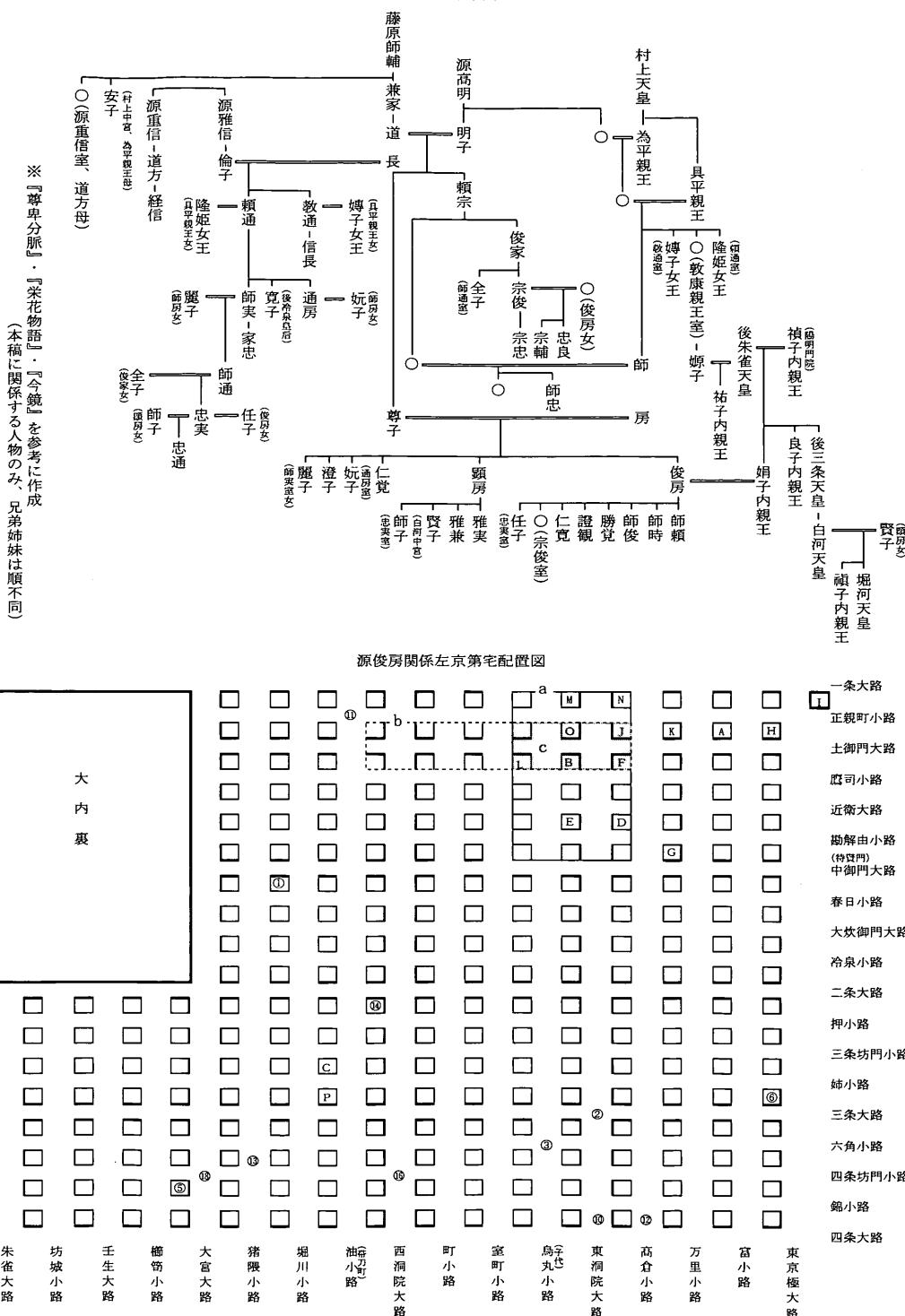
一 父師房の薨去と俊房第

1. 媚子内親王との婚姻と第宅

俊房は、天喜五年九月に後朱雀天皇と陽明門院禎子内親王との第一皇后である前斎院媚子内親王と通じて勅勘を被つた⁽¹⁷⁾。その婚姻の居所を『栄花物語』は「六条にいとをかしき所、大納言殿、領ぜさせ給けるにぞ、おはしまさせ給ける」⁽¹⁸⁾、『今鏡』は「三条わたりなる所に住み給ひけり」とし、俊房の居所を示す最も早い時期の史料である。六条にある父師房第、三条の第宅との二説があるが、何れの第宅が婚姻以前からの居所なのか、それとも恐懼の故に篠居した第宅なのかは傍証できない。また、父師房の第宅として、先の二第に加えて「一条家」(II章を参照)の存在も確認できるが、この時点の俊房との関係は不明である。

しかし、この婚姻から五年後の『水左記』康平五(一〇六二)年正月二十七日条に「早旦、參^(師房)大納言殿」、○中^(午)初許、帰^(六条亭)、着^(束帶)

源俊房関係系図



以上多字本『新古今類要』卷一引此詩以入『通鑑集解』，『通鑑集解』又參考這作

参_(類通)殿下_{〔内裏〕}、次参_{〔内裏〕}とみえ、俊房は「六条亭」に住んでいたこと、師房とは同居していなかつたことがわかる。その後、師房の薨去までの二十年間、管見の限りでは、俊房の居所を知る史料はない。

ii 「水左記」承保四年にみる俊房第の所在地

娟子内親王との婚姻から二十年後にあたる承保四（一〇七七）年は、七月から閏十二月まで詳細な『水左記』の自筆本が現存している（以下、特に断らない場合は『水左記』に拠る）。一般に、第宅の位置を知るには、年始回りや申慶賀などの行程を追うことや、近隣の焼亡記事₍₂₄₎を確認する、という方法がある。残存する『水左記』はあまり移動経路について詳述していないが、他の記録も含めて、第宅間の移動からは承保四年当時の俊房第を確認し得ない。

一方、焼亡記事は承保四年に六件ある（[表1]①から⑥を参照₍₂₅₎）。まず、①の焼亡が南西にあたることから、俊房第は待賢門（中御門）大路以北で、堀河小路以東であることがわかる。②と③は、中御門大路よりも南方があるので、推定する俊房第の南限は変わらないが、②は東洞院大路が、③は児代（子代・烏丸）小路が真南にあたることから、両路に挟まれているか、余裕を見て、その東西の町であると考えられる。⑤の史料は、先の三件よりも範囲を狭めることはできない。④は、堀河小路が真南にある。先の推定に矛盾する。鷺見氏は、俊房は三条堀河第か岐松殿（C第）に居たと推測しておられる。首肯できる見解だが、他の可能性として、俊房第として推定した南限である中御門大路と七条の距離はおよそ一キロメートル以上あることから、炎と煙が広がつて南西と確認できなかつた、とも推測できる。また、⑥の史料より富小路が南東にあたることがわかる。姉小路は三条大路の一本北だから、距離的に先の七条のような誤差が生じる可能性は少ないのである。先に触れた「土

御門敷地寄進文書」の村上源氏伝領とする第宅（A第）は富小路に面しており、当てはまらないことになる。
以上、承保四年当時の俊房第は、多く見積もつて十八町の範囲と推測できる（「源俊房関係左京第宅配置図」の実線 a 参照、以下同）。

iii 父師房の薨去と俊房第

承保四年二月十七日に右大臣師房は岐松殿（C第）で薨去した₍₂₆₎。師房の薨去を受けて、俊房は源氏長者となり、翌年正月には初めて氏爵を挙げる₍₂₉₎。先に推測した俊房第は、師房薨去後の史料に拠るものだが、この第宅は、俊房にとつてどのような第宅なのか、以下、同居の家族関係などから推測する。承保四年は七月より疱瘡が大流行した。『水左記』の承保四年を読み進めると、俊房第に多くの家族が同居していることがわかるが、特に女性は、「姫君」・「御前」などと記されていて、特定が難しい。

俊房は七月二十五日に「今朝心地不例、頗有_{〔温氣〕}」と記してから下痢に大変苦しまされ、八月十三日にようやく「心地復_{〔尋常之氣〕}所覚也」となった。この間、八月一日に容態が悪化した女婿の「北宰相中將」藤原宗俊を迎えるため、「北殿」₍₃₀₎の渡殿にある「書様」を北倉に移した。「北殿」には、忠良と宗輔を儲けた「宰相中將上」こと俊房の女が住んでいた₍₃₁₎。八月二十九日に俊房が顯房に見舞いを遣わしていること、鷺見氏も指摘しておられるが、閏十二月二十七日に俊房は「向_{〔二〕}皇后宮大夫六条亭_{〔沐浴、入夜帰〕}」とあることから、同母弟の顯房は、俊房達と同居していない。一方、異母弟の師忠は、疱瘡を煩い「東面」に居たが、八月九日に四条坊門家へ渡る。また、師忠の母も九月十日の記載より、「南殿釣殿」に居たことがわかる。

同居の姫君は、「東面姫君」・「家姫君」・「姫君」₍₃₂₎が居る。俊房は、自

[表1]『水左記』にみえる源俊房第宅近辺の焼亡

| 年 | 番号 | 月日 | 『水左記』本文 |
|------------|----|---------|---|
| 承保四年 焼亡 | ① | 九月十日 | 子刻許、当坤方有焼亡、 ^(節忠母弟) ○中侍賢門南堀川西一町云々、 |
| | ② | 九月十六日 | 子刻許、当南方有焼亡、 ^(節) ○中陽明門院三条東洞院御在所也、 |
| | ③ | 十月五日 | 亥刻許、当南方有焼亡、相尋之處、三条堀代云々、 ^(節) ○中件火六角北南堀代東西出三条、 |
| | ④ | 十二月二十二日 | 戌終、当南方有焼亡、 ^(節) ○中七条堀川辺云々、 |
| | ⑤ | 閏十二月八日 | 子刻許、当坤有焼亡、 ^(節) ○中大宮西錦小路北小屋云々、 |
| | ⑥ | 閏十二月十日 | 亥刻許、当巽方有焼亡、 ^(節) ○中姉小路南富小路東、 |
| 承暦四年 焼亡 | ⑦ | 二月九日 | 子終、北方有焼亡、高倉殿也、 |
| | ⑧ | 二月二十日 | 丑刻許、南方有火、馳向之處、出雲守経仲宅地、 ^(源) |
| | ⑨ | 二月二十七日 | 巳刻許、南方有火、遠江守基清宅云々、 ^(源) |
| | ⑩ | 三月一日 | 丑刻許、当南方有焼亡、馳參、二条殿上之許人云、近江守朝臣四条東洞院宅者、 ^(婢子女王) |
| | ⑪ | 四月四日 | 午時許、当乾方有焼亡、相尋之處、西洞院西正親町南北一条南帶刀町東西入宅云々、 |
| | ⑫ | 八月二十八日 | 入夜、当南方有焼亡、 ^(節) ○中四条高倉辺者、 |
| | ⑬ | 十月四日 | 午刻許、当坤方有焼亡、 ^(節) ○中六角南猪熊東西辺小屋云々、 |
| | ⑭ | 十月二十三日 | 子刻許、当坤方有焼亡、 ^(実仁親王) ○中東宮御所閑院也、 |
| | ⑮ | 十二月二十八日 | 亥時、南方有焼亡、依陽明門院近辺馳參、治部卿家也、 ^(西原絆季) |
| | ⑯ | 八月十六日 | 子時許、当南方有焼亡、 ^(節) ○中左衛門督家西清院也、 |
| 永保元年 焼亡 | ⑰ | 九月十三日 | 未刻許、当南方有焼亡、 ^(節) ○中七条坊門高倉辺小屋云々、 |
| | ⑱ | 九月二十八日 | 子刻許、当坤方有焼亡、 ^(節) ○中左大將大宮四条坊門家者、 |

分の姉妹たちには基本的に敬語を使い、自身の女とは区別しているので、これらの「姫君」は俊房の姉妹であろう。承保四年当時、確認できる存命の俊房の姉妹は、早世した藤原通房の室媛子・関白藤原師実の室麗子・未婚の澄子の三名で、みな尊子の所生だが、麗子は俊房たちと同居していない。鷲見氏は「東姫君」・「姫君」を媛子、「家姫君」を澄子にあておられる。「家姫君」は二回の例があり、傍証する史料はないが、私も澄子を示していると考える。「東面姫君」は、師忠が「東面」に居したことから、師忠の同母姉妹と推測できはしないだろうか。媛子は、『水左記』に「回だけ」「大将上」・「故右大将上」⁽⁴⁰⁾とある。また、後述するが、媛子は「南殿」に居たと思われるが、「姫君」に含まれないとも限らないので、特定は難しい。「姫君」の正確な人数を特定するのはほぼ不可能だが、一人の場合もあるだろうし、複数を示す場合もあるだろう。

また、「御前」と呼ばれる女性は、少なくとも二名居り、区別が必要である。一人目は、八月八日から疱瘡で重篤の「御前」母尊子で、十九日に「北家」に渡り剃髪出家した。九月九日に「尼上」の不例、翌十日には「尼上」を「老後之人」と記す。この「御前」と「尼上」とは同一人物で、「南殿」に居ることが確認できる。八月二十九日に「南殿」と「御前」が出てくるが、「南殿」は姉媛子、「御前」はその容態から母尊子である。この二名が俊房第の恐らく正殿である「南殿」に居住していたと考えられる。

二人目の「御前」は、俊房室媛子内親王である。八月二十三日に、一品宮良子内親王を見舞う陽明門院へ「御前」の「御調度」を渡す、となるが、良子内親王は媛子内親王の同母姉であり、この「御前」は媛子内親王と考えてよい。良子内親王は三日後の二十六日に疱瘡で薨去⁽⁴⁵⁾したが、翌二十七日条に、俊房の貴船社への祈禱の際に「御前服仮之間、不レ被奉幣帛」也とある。この服仮は前日に亡くなつた良子内親王のもの

で、服仮の「御前」は娟子内親王である。その後、「御前」娟子内親王は十一月十九日に「故一品宮の喪に依」り、河原に出て除服した。また、鷺見氏が既に指摘しておられるので詳述しないが、十月二十七日より十一月三日まで「御前」が知足院にお籠もりする間、俊房は知足院と自宅を往復しつつ、いつもどおりに「南殿」にも日参しており、知足院に居るのが娟子内親王、「南殿」は尊子であることがわかる。

師房亡き後の俊房第には、尊子・長姉姫子・次姉澄子・異母妹、女と女婿の宗俊は「北殿」に、師忠等の母は「南殿釣殿」に、時には師忠も「東面」に住んでいたことが確認できた。更に想像を逞しく、居住配置を考えると、女性達は「南殿」を中心に暮らしており、俊房夫妻は、「北殿」や「南殿」ではない別の殿舎を居所としていたのではないだろうか。

先に範囲を推測した承保四年当時の俊房第は、母尊子と長姉姫子が正殿と考えられる「南殿」に居住していることを考えると、師房薨去以前の俊房夫妻の第宅は確認し得ないものの、俊房が、その家族への扶持を含めて、師房から相続した第宅である可能性が高い。少なくとも、師房から俊房へ伝領された主要な第宅のひとつと考えることができる。

II 承暦三年の故師房第の焼亡・俊房第の新造・焼亡

i 父師房第の焼亡から考えられる俊房第の所在地

承保四年から二年後の承暦二(一〇七九)年に、故師房第が焼亡する。この焼亡に関しては、以下のようないくつかの史料が知られる。

『為房卿記』承暦三年二月二日(47)条

○前
父于申刻、自_一待賢門大路北小路_ハ北、自_二一条大路北小路_ハ南、

自_三洞院西大路_ハ東、自_四同東大路_ハ西、通計卅六町、_已為灰燼、

為_五右大臣土御門第、_六大藏卿第、_七北

辺堂二字、以_八有行朝臣堂舍等、皆以焼失、故右府累代文書三百合燒亡了、

『扶桑略記』承暦三年二月二日条

辛丑、午刻、火起_一春日小路与町北、至_二一条以北、東西洞院合數十町燒亡、貴賤舍宅不_レ知其員_一矣、引_レ及_二申刻、火勢漸消、

『百練抄』承暦三年二月二日条

一条以南、中御門以北、大路以東、洞院以西、通計三十六町燒亡、此中土御門右_(師房)大臣第燒亡、累代文書為_ニ灰燼、

東西洞院大路・中御門大路・一条大路に開まれた範囲は二十四町であり、『為房卿記』と『百練抄』が三十六町としているのは不審だが、大路に面した町も罹災したということであろうか。鷺見氏は、この焼失範囲から、師房第を東西洞院間の土御門大路に面した町のどこかである、と指摘されている。全くその通りだが、三十六町の焼失といふ記載を受けて、東西洞院大路に面する四町も考慮に入れる(破線b)。この範囲と、先に推測した俊房第の範囲(実線a)は重なる部分がある。I章で確認したとおり、俊房第は師房から伝領した可能性が高いので、両第を同じ第宅だと考えると、更に推定範囲を狭めることができる(スクリーノントンc)。高群氏と隴谷氏は、それぞれ論証方法は異なるものの『拾芥抄』に「棗院_左御門南_東洞院西_一町」とあることを論拠とし、俊房の第宅を左京一条三坊十六町(B第)に比定しておられる。また、鷺見氏は、A第を俊房第に比定できないことから、高群氏の論証方法に疑問を持ちつつ、俊房第をB第とされる。

しかし、何れも『拾芥抄』以外に傍証する史料を挙げておられず、推論の域を出ない。本稿では、俊房第の所在地を特定できるまで、スクリントンcの六町を“推定俊房第”と呼ぶことにする。

[表2] 承暦四年における源俊房の居所と花山院・岐松殿との関係

| 月日 | 史料 | 俊房の居所 | 出典 |
|--------|---|-------|-------|
| 正月一日 | 次、帰華山院、 | 花山院↓ | 『水左記』 |
| 二月十日 | 未終、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 二月二十日 | 早旦、自八条帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 三月二日 | 秉燭後、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 三月三日 | 即、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 三月五日 | 未刻許、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 三月六日 | 酉刻許、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 三月十三日 | 帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 三月二十二日 | 未終、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 三月二十四日 | 入夜、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 四月七日 | 予、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 四月十四日 | (俊房) 左近中将家忠朝臣為祭使自此亭 ^{華山} 可被出立地、○申 ^中 申剋許、西隣入來相逢言談沐浴、 | | 『水左記』 |
| 四月十六日 | 左近中将家忠朝臣、為賀茂祭使出立自此第華山院、 | | 『水左記』 |
| 四月十七日 | 予、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 四月十八日 | 即、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 五月一日 | 解除如日来、 | 岐松殿↓ | 『水左記』 |
| 五月三日 | (臣原節成) 博陸過北門前給、出自内裏但馬守亭、令參野宮給云々、 | | 『水左記』 |
| 五月五日 | (仁文) 法性寺座主御房中間僧定久子童、与候檢非違使別當御許童忽成鬪亂、共入華山院御門中、乍二人捕擄取者、仰可啓案內於別當之由了、 | | 『水左記』 |
| 五月九日 | 今日以後精進之間沙汰事、在別記、 | | 『水左記』 |
| 五月十日 | (尊子) 去七日夜、人魂見御前精進所云々、仍今夜御前并姫君御料令道栄修招魂祭、 | | 『水左記』 |
| 六月二十日 | (臣原節成) 後聞、博陸息僧都、今夜戌剋許俄申慶賀、○申 ^中 自華山院出立云々、 | 岐松殿カ | 『水左記』 |
| 八月九日 | (臣原節成) 戸部被坐、於此第可有大饗事、 | 花山院↓ | 『水左記』 |
| 八月十二日 | 曉渡岐松、戸部大饗於此第可被營之故也、 | 岐松殿↓ | 『水左記』 |
| 八月十四日 | (臣原俊家) 今日右大臣大饗也、 | | 『水左記』 |
| 八月十五日 | 右府御饗所華山院、 | | 『帥記』 |
| 八月二十二日 | (源経昌) (俊房) 詣岐松、奉謁大納言、 | | 『帥記』 |
| 八月二十六日 | 鶴鳴之後、渡華山院、 | 花山院↓ | 『水左記』 |
| 八月二十九日 | (臣原節成) 西隣相公來語、 | | 『水左記』 |
| 九月二十五日 | 入夜、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 十月六日 | 予、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 十月九日 | 秉燭之後、帰華山院、 | | 『水左記』 |
| 十月二十七日 | (源経昌) (臣原節成) 皇后宮權大夫并西隣都督被送詩和、 | | 『水左記』 |
| 十一月四日 | (臣原俊家) 明日、於此第右府可被企勸学院学生等歩事、仍令撤對南面二棟廊等、 | | 『水左記』 |
| 十一月五日 | 右府被坐、依今日可有勸学院学生歩也、 | | 『水左記』 |
| 十一月六日 | (臣原) 明日、自此第春日祭使少將經美可被出立也、仍今日撤西對南面令裝束如常、 | | 『水左記』 |

[表3] 『水左記』永保元年にみえる源俊房関係者による方達

| 月日 | 『水左記』本文 |
|--------|--|
| 九月二十六日 | (源経昌) (尊子) (尊子内親王) 自今夜子乾為王相方、仍為方達向民部卿清和院家、南殿尼上依同方達渡皇后宮 ^北 給、來月依可渡土御門也、 |
| 十月十日 | 今夜為方達渡民部卿清和院、南殿尼上達渡皇后宮 ^北 給、是土御門自在所当王相方之故也、 |
| 十月二十四日 | 今夜予為方達 ^{王相} 渡清和院、又南殿尼上御方等同為方達渡中務少輔廣綱宅給、 |
| 十一月九日 | (源) 今日為方達 ^{王相} 向清和院、南殿尼上御方等同為方達渡中務少輔廣綱宅給、 |
| 十一月二十日 | (尊子内親王) 今夜御前為方達 ^{王相} 渡廣綱宅給、是來廿二三両日可為御物忌之故也、 |

ii 「水左記」承暦四年・永保元年にみる俊房第の所在地

『水左記』承暦一（一〇七八）・同二年は一変して残存量が少なく、師房第の焼亡について、俊房の動向を知ることができない。承暦三年二月十三日に「参^{師実}殿^{示レ}余曰、故右大臣^{師房}殿曆記之中、宇治殿被^{頼通}仰事等多由風聞、抄出可^レ被^レ及、是為自^二大切要事^一也、余申下如^{教命}抄出可^レ献之由^上」とあるのは、幾ばくか関係があるだろうか。この史料から「累代文書三百合」のうち、焼^亡を免れた師房の記録があること、それを俊房が管理していたことを知ることができる。

承暦四（一〇八〇）年の一年間と、翌永保元（一〇八一）年の七月から十二月は、承保四年と比較して家族関係の記述は少ないものの、再び詳細な『水左記』の自筆本が現存している（以下、特に断らない場合は『水左記』に拠る）。

承暦四年を読み進めると、俊房は主に花山院（華山院、D第）に居り、時に岐松殿（C第）に居ることに気付く。「表2」は、俊房の居所を示唆する史料を列挙したものである。四月十四日と、特に八月二十九日から十月二十七日にかけて、表には詳細を取り出していないが、小一条院（E第）に住む「西隣相公」藤原師成と頻繁に交流している。小一条院はまさに花山院の「西隣」であるから、俊房が花山院に居たことが確認できる。一方、五月三日には、内裏から野宮へ参る途中の師実が、俊房第の北門を過ぎる。この時の内裏は但馬守橘俊綱第で、四条宮の北にあり、俊房第が花山院ならば、野宮へ向かう北西へ進む行程では通らず、岐松殿に居たと思われる。

承暦四年には、五件の焼^亡記事がある（「表1」⑦から⑯を参照）。⑧・⑨・⑯の所在は不明だが、⑦・⑩から⑭の史料より、方角的に俊房が花山院に居た可能性が高く、「表2」を裏付けるものである。一方、A第は⑦の史料の高倉殿（F第）よりも北方にあるから、俊房の居所として

当てはまらない。

四月二十七日に触機があつた。二十八日から三十日の『水左記』は空白であるが、精進に励んでいたのである（⁵⁵）。五月一日に解除が継続して行われていることがみえる。この第宅は、先述の五月三日条から岐松殿と考えられるが、師忠や宗俊の訪問を俊房は門外で応対しており、彼らと同居はしていないようである。一方、五月七日に入魂を見た「御前」は、同十日から「姫君」と一緒に居ることがわかる。師房の御骨は、未だ埋葬されずに「雲林院故為成堂」に安置されており、閏八月二十三日には「尼上」と「姫君御方」が、同院で供養をしている。「御前」と「尼上」は同一人物である尊子、「姫君」は俊房の姉妹であろう。十月十四日、「寝殿御方」が御念仏のために東北院に渡るが、媛子であろうか。また、十一月一日に俊房は、不例の「御前」のための大般若經読経をさせているが、同日に「尼上御方」が朝夕両座の涅槃經供養を行つてている。「尼上」を尊子とすると、「御前」は娟子内親王と考えられ、俊房は、娟子内親王と尊子、および俊房の姉妹と同居していたことがわかる。

翌永保元年になると、俊房の居所を特定する記載が減少する。『師記』正月七日条で、花山院には俊家が、俊房は源頼仲宅に居るが、頼仲宅の所在地、および俊房との関係は不明である。次いで『同記』三月一日条に拠れば、俊房は「中御門亭」に居る。鷺見氏は「俊房が中御門第にいたことが確実なのは承暦5年だけであり、しかもそれは借宅かもしれないと指摘しておられる。他に『水左記』七月二十五日条に拠れば、「高倉東勘解由小路南」（G第）という地番が、亡父師房の御骨を雲林院から白河御堂に渡すことに関わる記事にみえるが、当該条の欠損が激しく、内容を読み取るのが困難である。角田氏は、俊房はこの第宅を居所としていたとされるが、俊房との関係は明らかにし得ない。但し、この地は中御門大路に面しており、前述の「中御門亭」と関係するのかも知

れない。

永保元年には、焼亡記事が三件ある（「表1」¹⁶から¹⁸を参照）。¹⁶は、花山院・A第は当てはまらない。鷺見氏は、俊房は岐松殿に居たと指摘しておられる。¹⁷・¹⁸は、花山院・A第・「推定俊房第」の何れでも当てはまるが、俊房は帰宅後に焼亡を見てるので、「推定俊房第」ではない。

加えて、永保元年には、新造第へ引っ越すための方違の記事が幾つかみえる（「表3」を参照）。俊房は承暦四年十月十二日、弾正忠忠長に「土御門指図」を作るよう命じてから、『水左記』の現存量の増える翌永保元年七月以降は、ほぼ毎日「向¹⁹土御門、晩帰」という生活をしている。⁵⁸この「土御門」第は、承暦四年・永保元年と居所を転々としている様子から、承暦三年に焼亡した「推定俊房第」と考えられる。鷺見氏は、北北西方が王相方に当たるのは、「土御門」第が仮定したB第であってA第ではないこと、俊房は中御門第に居ることを指摘しておられる。建設中の俊房第を「推定俊房第」とする私見から否定はしないが、

俊房が花山院に居たと考えても、方角的には適当である。九月二十六日から十一月九日の史料にみえる「南殿尼上達」などは尊子と俊房の姉妹であろう。十一月二十日にみえる「御前」⁵⁹は、他の四つの史料とはやや異なる書き振りから、娟子内親王と考える。七月二十七日に師房の御骨を雲林院より白河に埋葬する件により、七月には「南殿尼上」⁶⁰や「姫君御方」が雲林院に渡り、御経供養などを行っている。この「尼上」は、同十五日に「御心地不例」の際に、俊房が顯房や仁覚に連絡していること、師房御骨の埋葬場所を指示していることから、尊子であることは間違いない。⁶¹師房を供養する「姫君」は俊房の姉妹であろう。八月二十八日に岐松殿で仏經を供養している「寢殿御方」は、その呼称から媛子と思われる。この供養には「御前達」も同行したことだから、尊子や

俊房の姉妹、もしかしたら娟子内親王も一緒に知れない。

これまで確認したように尊子は俊房第に居たとみられるが、十一月一日に平野祭に奉幣する俊房が、「今夜宿^源広納宅、依^忌僧尼^源不^レ帰家也」とあるのはそれを裏付けよう。鷺見氏は、承保四年当時の俊房第は焼亡しているはずなのに、それ以後も「南殿」⁶²が出てくるのは、殿舎ではなく尊子自身への呼称であるから、と指摘しておられるが、焼亡した「推定俊房第」だけに「南殿」がある訳ではない。現存量の少ない『水左記』永保元年の前半部は推測だが、七月以降は方違以外の移動はみえず、承暦四年・永保元年の主たる俊房第は、花山院⁶³と考えられる。俊房は、新造第へ引っ越す間の仮住まいの第宅でも、正殿と思われる「南殿」（寝殿）も同義と思われる）に、母尊子や媛子ら姉妹を住まわせて、同居していたということになる。

iii 「三条坊門家」と「一条家」

他に、俊房に関係する第宅として「三条坊門家」がある。この第宅は、師房の同母妹で藤原教通室⁶⁴である嬢子女王が、俊房へ伝領しようとしたものである。しかし、藤原信長が不承知で、師実が仲介しながら、俊房が所持している女王の「御手跡」を見せるなど、混乱している。嬢子女王は承暦四年十一月十六日に源高明相伝の絃を俊房子女に譲り、翌永保元年六月半ばに薨去した。⁶⁵これを受けて、八月十八日に俊房と一緒に、姉妹である「寢殿姫君兩御方」⁶⁶が除服し、翌九月十八日には、頼通室隆姫の除服に、俊房が扈從している。結局、この「三条坊門家」の俊房への伝領は不明である。

また、I章で触れた「一条家」について考えておきたい。^{管見}の限りでは、「左經記」長元四（一〇三一）年十一月七日条に「左金吾^{師房}一条宅」、『土右記』長久一（一〇四二）年正月一日条に「下官一条家」、『春記』

永承七（一〇五二）年四月二十二日条に「源大納言^{（師房）}一条家」、「後二条師通記」、永保三（一〇八三）年正月二十七日条に「左大臣^{（俊房）}一条」と、師房

第は四回、俊房第は一回みえる。⁶⁸⁾承暦三年に師房の「一条家」が焼亡しないなければ、俊房らは新造第に引っ越すまで、花山院などを転々としなくともよいはずだから、「一条家」は「推定俊房第」か、少なくとも承暦三年の焼亡範囲に含まれていることになる。そして、罹災したのであれば、「水左記」永保三年正月二十七日条の藤原師通が任内大臣の慶賀を申す際に、俊房第を訪れるまでに新造されているはずだが、「推定俊房第」以外に新造の第宅を窺わせる史料はない。はなはだ傍証に欠けるが、つまり師房と俊房の「一条家」は同じ第宅であり、且つ「推定俊房第」であると考えられる。

iv 新造俊房第への転居

永保元年十二月二日、俊房はいよいよ新造の「土御門」こと「推定俊房第」へ渡るが、この日は先に、高倉一宮祐子内親王と隆姫が新造の高倉殿（F第⁶⁹⁾）に渡るため、大忙しだった。まず、俊房は、祐子内親王の御在所（J第）に行き、両名が高倉殿に入ると、一旦、家に帰り、「御前」と同車して新造第へ渡った。相次いで「尼上」・「大将上」・「姫君御方」が北対に、宗俊は西小寝殿に渡った。欠損があり意味が取り辛いが、同車した「御前」は娟子内親王で、続いたのは尊子・媛子・澄子などであろう。宗俊は師忠らと「北廊」で行われた内々の羞謙のために渡ったと思われる。この第宅は犯土の忌みでまだ完成しておらず、翌三日には陰陽師賀茂道言に助言を受け、同十日に漸く寝殿の上棟をした。翌十一日には、顕房が「尼上御方」尊子を訪れており、顕房は別居であることがわかる。新造した第宅は、永保四（一〇八四）年正月十七日条の左大臣大饗別記に、饗所の設営が細かく記されている。土御門大路と鷹司小

路に帳を立て、幔を曳ぐとあり、土御門大路と鷹司小路に面していることがわかる。

これ以降、「水左記」の残存部分が減り、「水左記」の記述から、俊房の第宅を追うことが困難になつてくるが、俊房は、永保一（一〇八二）年に右大臣⁷⁰⁾、翌同三年には四十九歳で左大臣⁷¹⁾となり、まさに政治家として脂の乗つた時期を迎える。⁷²⁾寛治三（一〇八九）年には、女任子と攝関家の嫡子である藤原忠実を婚姻させて政治的布石を打ち、寛治五（一〇九一）年には「左府土御門第」こと俊房第に、白河院や中宮媞子内親王が渡御するという榮にも浴した。この第宅は、「後二条師通記」寛治五年四月十五日条にみえる斎院御禊見物で、師美と俊房が同乗した車が一条大路から西洞院大路を南下して土御門大路に至り、東折して「左府家」に至るという行程から、「推定俊房第」であることが明白である。⁷³⁾応徳三（一〇八六）年に母尊子⁷⁴⁾、翌寛治元（一〇八七）年に姉澄子⁷⁵⁾、嘉保元（一〇九四）年には弟顕房も六条第で薨去した。俊房の婚となつた忠実は「推定俊房第」をたびたび利用し、また、「中右記」嘉保元年十月三日条に拠れば、忠実と任子の女子が当第で誕生した。一方、父俊家から伝領した大宮亭に居た宗俊は、「同記」寛治四（一〇九〇）年十二月十三日条に「土御門亭北対」に移つた。「女房俄依⁷⁶⁾仮不⁷⁷⁾渡給⁷⁸⁾」とあるから、夫妻共々住む予定と思われる。「同記」寛治六（一〇九二）年四月二十八日条には、宗俊が任權大納言の申慶賀で「土御門殿」を出立した。この時、俊房は忠実と共に同第に渡つており、「推定俊房第」を晴れの場として女婿に提供したのである。その後、「同記」翌寛治七（一〇九三）年十二月二十七日条には、俊房自身が任左近衛大將の饗所としている。

▽俊房第の焼亡と所在地

不幸にも、この第宅は以下に示す記事から知られるように、また焼亡の憂き目に遭う。

『中右記』嘉保二年（一〇九五）年五月十一日条

略
晩寅時許、左府土御門亭燒亡^{（忠美）}、驚走参入、左大將殿令^{（忠美）}同宿給也、白地其北山座主房^{（仁覚）}、左府・大將殿共令渡給、^{（中）}件亭造畢之後纔十余年、仍新造之處也、而一日為^{（火）}燒燼^{（火）}、惜哉、

『百練抄』嘉保二年五月十一日条

左大臣上東門第燒^{（火）}、

「右京大夫宅牒案」（久我家文書）^{（79）}

略
○前而去嘉保二年五月十一日、故入道左大臣家土御門東洞院亭閣炎上之次、所帶文書皆為^{（火）}灰燼^{（火）}、

この焼亡は新造した永保元年から十四年後のことであり、『中右記』に「造畢之後十余年」とあることと符合する。また、『百練抄』の「上東門第一」の上東門は土御門の別称である。「右京大夫宅牒案」にある「土御門東洞院亭閣」との呼称は、先に範囲を推定した「推定俊房第」にぴたりと当てはまる。

今までの史料からは、六町（スクリーレントーンC）という範囲を推定することしかできなかつた。“推定俊房第”は、II章のivで挙げた『水左記』永保四年正月十七日条の左大臣大饗別記より、北は土御門大路、南は鷹司小路に面していることがわかつた。東洞院大路を挟む東西どちらかが問題だが、『水左記』永保元年十一月一日条に、高倉殿（F第）の「西門」から入り、「土御門」は「東門」から入る、とあるのは、両第が東洞院大路を境に近接していることを想像させ、高倉殿は東洞院大路の東側にあるから「西門」を使用したと考えると、「東門」を使用した“推

定俊房第”は、東洞院大路に東面していると推測できる。

この推測は、次の二つの史料から裏づけることができる。ひとつは、先述した『同記』寛治四年十一月十三日条に「土御門北対」に宗俊が渡る、という記載であり、二つ目は、寛治四年十二月十三日（『中右記』大治五年六月二十四日条）に、宗俊が「大宮亭東対」を「土御門烏丸地」に移築して渡つた、という記載である。両者の日付と殿舎の規模は連動しており、この「土御門烏丸地」と“推定俊房第”は同じ第宅と確認できる。つまり、“推定俊房第”は、東は東洞院大路、西は烏丸小路に面していることが明らかである。この条件にあてはまるのは、左京一条三坊十六町、すなわちB第の地である。

このように、承保四年の俊房第、承暦三年に焼亡した師房第、永保元年新造の俊房第、そして嘉保二年に焼亡した俊房第が、同じ第宅であること、そして、何れもB第であることが判明した。高群氏・龍谷氏、更に鷺見氏が十分な傍証なしに推定された俊房第の所在地を史料に基づいて論証し得ることになる。そして、『拾芥抄』の「棗院_{左大臣家}土御門南東洞院西一町」の「左大臣家」とは、俊房第そのものを示していると考えてよい。

III 焼亡後の俊房第と「堀河」第への転居

1. 嘉保二年焼亡後の俊房第の行方

嘉保二年の焼亡の後、B第はどうなつたのであろうか。康和四（一一〇二）年に仁覚は土御門殿に渡り入寂した。^{（80）}『殿暦』同年三月二十八日条に「件土御門寝殿御方家也、彼座_{仁覚}姫子也」とある。妹とあるが姉姫子を示し、姫子は土御門殿の「寝殿」に住まいしていたことがわかる。『中右記』同年十月五日条、同十一日条にも「土御門寝殿上」とあり、その容態を「老者有_ニ此事」とするのは七十五になつた姫子を指している。この時、俊房は土御門殿へ渡つており、この第宅には住んでい

ない。六年後の天仁元（一一〇八）年には「故土御門右府女子寢殿尼上」⁸³ 妃子も薨去した。また、『中右記』には、藤原宗忠が一条殿と土御門殿へ参る様子が散見するが、一条殿には宗忠の叔母にあたる師通室藤原全子と宗忠准母が居り⁸²、土御門殿は妃子亡き後、「土御門殿之上」と呼ばれる父宗俊室俊房女の居所であったことがわかる。宗俊室の薨去は、父俊房薨去から九年後の大治五（一一三〇）⁸⁴ 年だが、土御門殿は妃子—宗俊室が居住していたと考えてよいであろう。

では、土御門殿はB第であろうか。この時期は「土御門」と呼ばれる第宅が多い。寛治五年以降、顯房—雅実伝領の土御門第が、白河院御所(85)や鳥羽天皇の内裏として利用される。こつこくに顯出する、そよぎあらわる「土

することに苦労する。この第宅の所在地は、『中右記』長治元（一一〇四）年七月十一日条にみえる東宮宗仁親王（後の鳥羽天皇）の行駕経路より、確實に左京北辺四坊三町（K第）に比定することができ、里内裏が他第へ移った後は、前斎院⁽⁸⁵⁾禰子内親王の御所となり、「土御門前斎院」とも称されて、史料に登場する。また、永久五（一一七）年十一月十日には土御門殿（L第）⁽⁸⁶⁾が里内裏となるが、この地はB第の西隣で俊房の二男師時の所有であつた。師時が何時から隣地を所有していたのか不明だが、俊房がB第を所有していることと、関係があるかも知れない。何れにしても媛子や宗俊室の住む土御門殿を比定するのに注意が必要であるが、次にB第と土御門殿との関係を確認する。

iii
「—一条殿」・「木工権頭季実朝臣土御門東洞院亭」と俊房第
『中右記』康和四年十二月六日条に「南二条殿⁽⁸⁹⁾」とある。当該条には、「東御方」全子、次で土御門殿にて、宗忠の四男である「小童」宗重が舞を見せ、宗忠は「寝殿御方」媛子と対面していることがみえる。媛子が居ることから、この土御門殿（この時、

K第はまだ院御所や里内裏ではなく雅実第であり、し第はまだ里内裏ではない)は俊房第であり、一条殿の南側という位置関係がわかる。また、西隣であるから、土御門殿はA第である可能性はある。ならば一条殿の場所はA第の北側となるが、それで史料を矛盾なく理解できるであろうか。一条殿は、「中右記」という院政期の根幹史料に頻出するにも関わらず、未だその所在地が特定されていない。しかし、土御門殿の所在地をるために、その所在地を確認しなければならない第宅である。

『中右記』に「一条殿がみえるのは、寛治六年一月三日条に「故右大臣_(原隆國女)宗忠准母カ_(侍通)金子_(御前)、初令レ渡ニ一条殿_(給)」とあるのが初出である。これは「同記」大治五年六月二十四日条に「同五年月日、渡ニ大宮殿於一条東洞院地」とあることに関連すると思われる。一条殿は俊家の大宮殿を移築したもので、一条大路と東洞院大路に面していることになり、左京北辺三坊八町(M第)が、同四坊一町(N第)の可能性が高い。では、土御門殿は、その南側の左京北辺三坊七町(O第)、もしくは同四坊二町(一第)の地であろうか。J第は、高倉一宮祐子内親王御所₍₉₎として確認されているので、当てはまらない。O第の地の史料にみえはじめるのは同じ嘉保二年だが、日付をみると、B第の焼亡前にその存在が記されている。つまり、B第と季実第は同時期に存在したことになり、季実第は消去法で、左京北辺三坊七町(O第)であるこ

とが確認できる。煩雑に検証してきたが、一条殿の南方⁽⁹³⁾といいう位置関係を整合的に理解できる土御門殿は、俊房のB第に相違ないことが判明した。嘉保二年の焼亡以降の『水左記』の残存巻が少ないこともあり、管見では史料上は確認できないものの、居住に耐えない程は焼けなかつたのか、再建されたのか、B第は媛子—宗後室の第宅として存続していたことになる。

iii 「堀河」第の所在地

角田氏は、「師房の嫡男の俊房は、夙に土御門第を出て三条堀河に邸宅を構え、『堀河左大臣』と呼ばれた」とされるが、俊房が、父師房からの第宅であるB第を「一度の焼亡」に遭いながら、所有していたことは、確認したとおりである。俊房が、堀河に第宅を構えたことが確認できる最も早い史料は、『中右記』康和四年二月六日条の「入夜、当西北方有⁽⁹⁴⁾一燒亡、乍⁽⁹⁵⁾驚參⁽⁹⁶⁾院并左府⁽⁹⁷⁾、從⁽⁹⁸⁾堀川⁽⁹⁹⁾西從⁽¹⁰⁰⁾三条北小屋也、左府近々之間人々多被⁽¹⁰¹⁾集会」という記事である。その後「左府亭^(堀川)三条⁽¹⁰²⁾など」とみえ、三条大路と堀河小路に面して俊房が第宅を構えたことは疑いようがないが、東西南北どの町に当たるのか、史料から特定し難い。「地名辞典」は岐松殿の南隣である左京三条二坊十二町（P第）を可能性として挙げるが、傍証を挙げていない。しかし、当地は九条家本『延喜式』左京図に「左大臣御堂」という書き込みがあり、この「左大臣」を俊房と考えることは、不自然ではない。忠実室となつた俊房女任子は、一男二女を儲けたものの何れも夭折し、「後はうどくなり給ひて」後、「御堂の御前」と呼ばれている。俊房の「御堂」を窺わせる史料として、「甲第坤角、立三方丈之草堂」・「近レ寝堂」仏宇⁽¹⁰³⁾、安⁽¹⁰⁴⁾弥陀像⁽¹⁰⁵⁾、為⁽¹⁰⁶⁾持念⁽¹⁰⁷⁾証⁽¹⁰⁸⁾がある。当時としては珍しいことではないが、俊房第内に仏堂がある故、任子は「御堂の御前」と呼ばれ、俊房第も「左大臣御堂」と記

されたのではないだろうか。

俊房がB第を出た理由を史料から読み取ることはできないが、媛子は「寝殿」の主として存命だったものの、尊子・澄子が相次いで薨去し、替わって宗俊夫妻が入るなど、代替わりの時期を迎えたのかも知れない。師房が岐松殿で薨じた例が思い起こされる。大治五年に宗俊室が亡くなつた後のB第の伝領は、管見の限りでは定かではない。俊房は、『中右記』に「往年成⁽¹⁰⁹⁾左大臣妻⁽¹¹⁰⁾、已送⁽¹¹¹⁾多歳⁽¹¹²⁾」、『今鏡』に「住み果て給ひけれ⁽¹⁰²⁾」とあるように、恐らくP第で康和五（一一〇三）年三月に媛子内親王を看取り、その十八年後の保安二年に同じくP第で薨去した。⁽¹⁰⁴⁾

おわりに

以上の考察から、俊房の通称の由来となつた二つの第宅である「土御門」⁽¹⁰⁵⁾と「堀河」のうち、「土御門」は、父師房から伝領した第宅であり、左京一条三坊十六町のB第であること、「堀河」は、入手の経緯や正確な入居の時期は不明なもの、左京三条二坊十二町のP第であることが確定できた。

一般に、村上源氏の第宅はA第とされているが、俊房が生きていた時代の所有者も居住者も、確認することができなかつた。また、俊房はB第を新造する際に何度か「予土御門」と記しており、「土御門」と呼ぶれる俊房第を少なくとも一第ある可能性を想定したが確認できなかつた。これは「自分が新造した第宅」という程度の意味で使つていると思われる。つまり、師房—俊房と伝領されたB第こそが、いわば村上源氏の主要な第宅であり、師房の「土御門」という通称の由来となつた第宅であることも疑いようがない。

A第が、村上源氏の第宅として通説化しているのは、「土御門家敷地相伝系図」に、その伝領を「具平親王—師房—顯房—雅美」（角田氏は、⁽¹⁰⁶⁾

伝領の実態は、「具平親王—師房—媛子—雅実」と指摘しておられる)から始まり、家門の断絶まで十九代を欠けることなく連綿と伝えているためである。しかし、その根拠とされている「土御門家敷地相伝系図」は室町中期のものであり、つまり、師房・俊房が薨じてから三百年以上も後の世のものであるから、系図の信憑性を疑うこと也可能である。

しかし、後世、俊房の子孫よりも隆盛を極めた顯房の子孫が、具平親王という祖先の尊貴性を顕彰して、その伝領を仮託したのである、と考えるのは容易だが、全く根拠のない第宅を伝領の地とするのも不審に思える。そこで、A第と村上源氏の繋がりの可能性^(源)を推測してみたい。

『小右記』長元四年七月七日条に、「近江守行任領毛焼」^{〔富小路以西、上東門大路以北、世号御倉町〕是路}相入道大元故^{〔原田〕}國家領也とある。『平安京提要』は、当地は、「土御門敷地寄進文書」より、具平親王第であることが確実だから、道長や行任が借用していたのかも知れない、と推測している。長元四年当時、具平親王は薨去しており、俊房は生まれていない。「土御門家敷地相伝系図」に拠れば、師房が所有していることになり、その後、「土御門家敷地相伝系図」に沿つていえば顯房、角田氏⁽¹⁸⁾に拠れば媛子の所有ということになるが、師房・俊房も含めて、何人もA第との関係を確認し得なかつたことは、先述したとおりである。

ひとつ気に掛かるることは、俊房が清和院(H第)⁽¹⁹⁾をたびたび利用していることである。清和院は、明らかに源經信の所有だが、A第の東隣に位置している。『拾芥抄』は、染殿を「正親町北京極西二町、忠仁公家、藤原良房^(藤原明子)、清和院同所」、清和院を「正親町南京極西、清和母后御在所」とするが、『地名辞典』は、染殿の「正親町北」を「南」の誤記として、左京北辺四坊六・七町とする。『平安京提要』は、為平親王が染殿の二町のうち、A第の地を女婿の具平親王に譲つたこと、清和院は左京北辺四坊七町の南半分とする。南半分とするのは、『拾芥抄』の記述を受け

てのことであろうが、染殿は「清和院同所」とあるのだから、染殿二町と清和院一町を重ね合わせて、左京北辺四坊七町の地が清和院、西隣の六町が染殿と読む方が素直である。

全く想像の域を出ないが、清和院と染殿の一町は、藤原師輔の代で、村上皇后となつた女安子と、宇多源氏の源重信室となつた女に、それぞれ一町ずつ伝領されたのではないだろうか。そして、安子所生の為平親王、重信と師輔女所生の道方—經信が伝領したと考へると、辻棟が合つ。この推測から、為平親王が所有していたのは、A第の地ということになる。具平親王は、為平親王よりも早世するが、為平親王女と、その所生の隆姫・師房らがA第を居所とした可能性はある。

しかし、師房・俊房と合わせて、A第との接点が確認できないのは疑問である。清和院がA第を包摂していたか、少なくとも何がしかA第に関わりがあると考へることもできる。または、第宅として機能していないか、『小右記』の伝えるように、道長から行任の手に渡り、師房・俊房に縁のない人物の所有に帰していったのかも知れない。しかし、この地が、具平親王と無縁ではない可能性は指摘できるから、後世、子孫らが第宅として再び利用したか、他者の所有だったものを再び手に入れて、「土御門家敷地相伝系図」において仮託したとも、推測できる。

俊房は著名な人物の割に明らかにされていないことが多いが、本稿では、「土御門」および「堀河」という俊房の通称の由来となつた二つの位置について。『拾芥抄』は、染殿を「正親町北京極西二町、忠仁公家、藤原良房^(藤原明子)、清和院同所」、清和院を「正親町南京極西、清和母后御在所」と考へる。紙幅の関係上、説明不足であることは否めないが、後考を俟ちたい。

【註】

(1) 『公卿補任』永承五年「元服日、以左大臣養子也」。これは前年に頼通に嫡男の通房が二十歳の若さで早世し、当時五十九歳となっていた頼通によつて後継者たる男子が幼すぎた(師実はこの時まだ四歳)ことによる。

(2) この問題に関する研究の嚆矢として、龍肅「三宮と村上源氏」(平安時代)春秋社、一九六二年)がある。また、榎道雄「永久の変の歴史的位置」(奈良平安時代史の諸相)高科書店、一九九七年)など。『大日本史料』第三編之十四、永久元年十月五日第二条「醍醐寺僧仁寛、不軌ヲ謀ルニ依リテ、法皇、檢非違使ヲシテ、之ヲ捕ヘシメ給フ、尋ニ、仁寛ヲ伊豆ニ配流ス」、同十五、永久二年十一月八日第二条「左大臣源俊房并ニ同男右近衛中将師時等ノ、僧寛仁ノコトニ連坐シタルヲ免シテ、出仕セシム」を参照。

(3) 『長秋記』天永二年九月四日条。

(4) 木本好信「『土右記』と源師房」(平安朝日記と逸文の研究)桜楓社、

一九八七年。一九八六年に出)、田島公「源有仁編の儀式書の伝来とその意義—『花園説』の系譜—」(史林)七三卷三号、一九九〇年)、片山剛「源師房序説—後期撰閥時代の変奏—」(後期撰閥時代史の研究)吉川弘文館、一九九〇年)、細谷勘資「平安時代後期の儀式作法と村上源氏」(十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』一号、東京堂出版、一九九三年)、田島公「花園説」の源流と相承の系譜—『春玉秘抄』の成立と伝來の過程を手懸かりとして—」(古代・中世の政治と文化)思文閣、一九九四年)、細谷勘資「源師頼と『土御門流説』の形成」(奈良平安時代の諸相)高科書店、一九九七年)、山田彩起子「白河・鳥羽院政期における村上源氏の家記、家説・繼承」(古代文化)五四、二〇〇二年)など。

(5) 坂本賞三「村上源氏の性格」(後期撰閥時代史の研究)吉川弘文館、一九九〇年)、元木泰雄「平安末期の村上源氏」(上田正昭編『古代の日本と渡来の文化』学生社、一九九七年)、平井一博「今鏡」に見る村上源氏の二つの流れ—特に俊房系賞賜の意識について—」(古代文化)五、一、一九九九年)、古谷紋子「源師房に関する一考察」(中世成立期の政

治文化)東京堂出版、一九九九年)、山田彩起子「白河・鳥羽院政期における村上源氏の『家』を巡る考察」(古代文化)五三、二〇〇一年)など。橋本義彦「源通親」(人物叢書、吉川弘文館、一九九二年)は、家系の紹介が理解し易い。

(6) 下向井龍彦「水左記」にみる源俊房と薬師寺—太政官政務運営変質の一側面—」(後期撰閥時代史の研究)吉川弘文館、一九九〇年)。

(7) 角田文衛a「村上源氏の塁域」(王朝文化の諸相)法藏館、一九八四年。一九六九年初出)、角田文衛b「源澄子—土御門右大臣師房の娘たち—」(王朝の映像)東京堂出版、一九七〇年)、角田文衛c「村上源氏の土御門第」(王朝文化の諸相)法藏館、一九八四年。一九七六年初出)。

(8) 高群逸枝「招請婚の研究」(社会思想社、一九七一年)、井上満郎「院御所について」(御家人制の研究)吉川弘文館、一九八一年)、鷺見等曜「村上源氏の居住形態」(岐阜経済大学論集)第二十号、一九八六年)、米谷豊之祐「源俊房と院政開始期の政局」(大阪産業大学論集)人文科学編第六十一号、一九八七年)、臘谷寿「村上源氏の邸第」(平安貴族と邸第)吉川弘文館、二〇〇〇年。一九九七年初出)。以降、本稿で高群氏・鷺見氏・米谷氏・臘谷氏の研究を挙げる場合は本論文に拠るので、引用毎の註を略す。

(9) 「平安京一條坊および官衙・邸宅—」(日本地名大辞典26『京都府』)下巻。角川書店、一九八一年。『地名辞典』と表記する)。

(10) 『平安京提要』(角川書店、一九九四年)。

(11) 『尊卑分脈』第三編村上源氏、「今鏡」むらかみの源氏第七 うた、ね・堀河の流れ、など。

(12) 鷹司家本「水左記」(宮内庁書陵部所蔵)の奥書(貞享二年)に「原本題曰土記」とある。また、「五畿内志」山城志の「岐松殿」項(日本古典全集刊行会、一九二九・一九三〇年。享保二十二年刊行)に、「土記云、承保三年六月廿一日右大臣移徙岐松殿」とある。この記載は、『水左記』同日条にある「右大臣令渡岐松殿給」と同内容であり、「五畿内志」のいう「土記」は、『水左記』を指すと考えられる。また、「土御門有通卿遺跡勅許申状案」(東山御文庫勅封三十五甲『大徳寺文書』)には、「土記」

- と並んで『後土記』とある。これは、明らかに師房の日記である『土右記』と、俊房のそれである『水左記』を指していると考えられる。
- (13) 『尊卑分脈』第三編村上源氏、『今鏡』むらかみの源氏第七 うた、ね、など。
- (14) 角田氏前掲註⁷ a論文。
- (15) 「土御門敷地寄進文書」。「土御門宗瑞定敷地寄進状」・「土御門宗瑞定寄進敷地指図」・「土御門敷地相伝図」を含む（大日本古文書『大徳寺文書』之四、一五四二号 宝徳四年五月九日）。
- (16) 黒板氏は、「文献に邸宅が記されるときには、その居住者に重点がおかれて、『誰』の『何第』と記される場合に、『誰』は往々にしてその居住者である場合が多く、従つて異なる人名に伴つていても同一邸宅と考えられることがある。また邸宅の所有者が異動した場合、必ずしもその時の名をあげず、たとえば『故左大臣の何第』などとよばれることもある。そしてこれらの条件が弁別をより困難にしているのである。（中略）なお邸宅は、その居住者の地位・身分や、呼称する主体の立場などによって、同一のものが、院・殿・第・宅など、あるいは「一条」などと何も付けずによばれる」と指摘しておられる（黒板伸夫「藤原道長の一条第」『撰関時代史論集』吉川弘文館、一九八〇年。一九七一年初出）。
- (17) 後朱雀天皇による勅勅は、「百練抄」康平三年〔十二月カ〕十一日条「宰相中将俊房被免勅勅、依前斎院^子強軒事、此一兩年籠居」、後三条天皇による恐懼は、『土右記』延久元年四月二十一日・二十四日条、『古事談』第一王道后宮など。
- (18) 日本古典文学大系『栄花物語』巻第三十七 けぶりの後（岩波書店、上巻一九六四年・下巻一九六年）。
- (19) 『今鏡』ふぢなみの上第四 藤波（『今鏡全釈』福武書店、上巻一九八年・下巻一九八三年）。
- (20) 千種殿であろうか（『拾芥抄』・九条家本『延喜式』左京園の六条三坊七町、『平安京提要』は「一町を加え方一町とする」）。日本古典文学大系『栄花物語』注釈（上巻一八一頁四・下巻四七三頁三二）。
- (21) 蛟松殿であろうか（『拾芥抄』の左京三条二坊十一町、『平安京提要』

同項。九条家本『延喜式』左京園は十三町に「蔓松殿」とする）。『今鏡全釈』補注（上巻三七九頁）は「あるいは俊房の第宅堀河殿をいうのかかもしれない」と推測しているが、俊房の三条堀河第が確認できるのは康和四年以降である（Ⅲ章参照）。

- (22) 米谷氏は、「三宝院列祖次第」（『続群書類從』補任部）の権僧正勝覚

（證観）に「左大臣俊房息、天喜五年月日誕生云云」とあることから、勝覚を娟子内親王所生と指摘しておられる。確かに、醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脉』（築島裕翻字『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第一号、一九七八年）、東寺觀智院金剛藏本『東寺長者補任』（湯浅吉美「東寺觀智院金剛藏本『東寺長者補任』の翻刻」（上）『成田山仏教研究所紀要』二十一号、一九九八年）、『真言伝』卷第七（『大日本佛教全書』仏書刊行会、一九一七年）等にある勝覚の寂年を逆算すれば、天喜五年誕生となり、母親の不明や混乱は珍しくない。『水左記』承保四年十一月二日条に「小僧」勝覚が天台山に登り受戒する、となるが、天喜五年生まれであれば二十一歳である。長子とみなされる師頼の誕生が治暦四年（公卿補任）。『尊卑分脈』は二歳のズレがあり、延久二年誕生とする）だから、勝覚は、十歳以上も年長ということになる。勝覚は出家後の同二十八日に東寺定額僧に補任され、翌十二月二十六日に「醍醐禪師」と記されている。一方、同年十月二十日条には「小童」證観の三井寺での出家の記事がある。年譜（『僧曆綜覽』笠間書院、一九七六年）に拠れば、同母（『尊卑分脈』）とする師頼よりも年長の治暦三年誕生で、出家時に十一歳である。米谷氏は、俊房と娟子内親王の関係は證観誕生頃には断絶したが、内親王の弟である後三条天皇を憚つて「他の女性との正式な婚姻を結び得」ず、「このことが尾を引き俊房は弟頬房の嫡子雅実よりも九歳も年少の嫡子（師頼）しか持ち得ず、官位昇進上俊房家が頬房家に追い越される一因を作つた」とされる。しかし、承保四年当時、俊房と娟子内親王の婚姻は順調に統いており、この指摘は当てはまらない。長子とも考えられる勝覚の遭遇については不審だが、『古事談』第一王道后宮に「前斎院^子強軒ハ人ノ妻ニ成給ヘドモ、無子息ト云々」との記載がある。『斎宮』字を欠く諸本もあり、その場合は娟子内親王に子息が無かつた、という

- ことになるが、「前斎宮・斎院」と読めば「前斎宮」と「前斎院」には子息が無いことが一般的、もしくは望ましい状態である、となる。勝覚は米谷氏の指摘されるように娟子内親王所生であったが「前斎院」との立場から僧侶にされたのだろうか。または、娟子内親王と通じた同時期に、俊房が他の女性と通じて儲けた子であったのかも知れない。その場合は、娟子内親王を憚って僧侶としたのであろう。何れにしても現段階での確定は難しいが記しておく。
- (23) 承保四年秋冬(前田育徳会尊經閣文庫所蔵)
- (24) 平安貴族と火災については、大村拓生氏「10~13世紀における火災と公家社会」(『日本史研究』四一二、一九九六年)、京樂真帆子「平安京における都市の転成」(『日本史研究』四一五、一九九七年)に詳しい。
- (25) 「水左記」にある焼亡や方違の記事の検討は、既に鷦見氏がされているものが大多数であるが、引用されていない記事もあること、また、新たに指摘できることもあるうかと考えて再検討した。
- (26) 俊房の三条堀河第が確認できるのは康和四年以降である(註21・Ⅲ章参照)。
- (27) 蛟松殿と師房の関係は、例えば『土右記』長久四年十一月九日条「参蛟松殿、午刻帰家」と、『同記』延久元年五月五日条「頼通カ次仰云、師房蛟松地先日進奉由已了、至今者「欠損」申也」とみえ、『水左記』承保三年六月二十一日条「已刻許師房右大殿令渡蛟松殿給、今日閑白殿可令坐彼所云々、是為令覽新造之様歟」と、『同記』同四年正月二十三日条「參蛟松殿、御咳病之後重」とみえる、など。『平安京提要』の「左京三条二坊十一町」項には、先の『土右記』延久元年五月五日条・『水左記』承保三年六月二十一日条を根拠として、蛟松殿が師房から師実へ受け継がれたとしているが、これは、方違先の第宅が、名目的にでも自宅である必要がある(田中稔「儀礼のために作られた文書」『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三年参照)ことから、一時的に師房から師実へ譲られた、ということではないだろうか。「水左記」承保四年二月十日条にも師実の方違があり、その際には俊房が装束する、という例がある。また、鷦見氏は「晩年の師房は(中略)ここに娘麗子の婿藤原師実を迎へ、やがてこの第で薨じた」

とされる。しかし、麗子は藤原信家の養女となり『栄花物語』巻第三十六根あはせ)、麗子所生師通の誕生は康平五年(『公卿補任』)であり、師房薨去の十五年も前に師実と麗子は婚姻していることになる。本稿のテーマから離れるので詳述しないが、師房薨去の前後、師実や麗子が蛟松殿を住居としていた形跡は、管見の限りではない。伝領は不明だが、少なくとも俊房が管理していた可能性はある(Ⅱ章参照)。なお、史料大成本は蛟松殿とするが、凡例の指摘するとおり誤字であるから、本稿でも改めた。

(28) 「公卿補任」承保四年、「扶桑略記」承保四年二月十七日条。「水左記」承保四年正月二十五日条には「御心地猶無御滅氣、今日閻魔天供、是大殿御祈也」とある。また、『同記』五月四日条「逢喪之家」。

(29) 「水左記」承暦二年正月四日条「下官今年初舉源氏爵」。

(30) 「水左記」承保四年八月一日・四日条に宗俊を「北宰相中将」とし、八日条には宗俊の父俊家が「北家」の宗俊の次に俊房を見舞っている。「北殿」と「北家」は同じ処を指すと考えられる。鷦見氏は「北殿」「北家」を俊房第に隣接した第宅とされるが、同十九日に重篤の「御前」尊子が出家のために「北家」へ渡ることを考えれば俊房第内と考える方が自然であろう。

(31) 「水左記」承保四年八月二十一日条に「宰相中將上依疱瘡苦痛無極」とみえる。宗輔は承保四年(『公卿補任』)、兄の忠良は『中右記』承徳二年七月十六日条から逆算すると二年前の承保二年誕生で、宗俊と、この俊房女の婚姻はそれ以前と考えられる。俊房が宗俊を「北宰相中将」と呼ぶのは「北殿に住む女の婿」という意味合いがあると推測できる。

(32) 「水左記」承保四年八月十四日条。史料大成本では「予御前東面、姫君家姫君等鏡各一面」と読点を打つが、自筆本写真(尊経閣本)を確認すると「東面姫君」と読むべきである。

(33) 「水左記」承保四年八月六日条「宰相源中將并家姫君、両禪師等、心地不例云々」、十四日条など。なお、史料大成本では八月六日条は「家矩君」とするが、自筆本写真(尊経閣本)を確認すると偏の部分が少々欠損しているものの「姫」字と思われる。また、『水左記』全体からも「家矩君」

なるものの存在は確認できない。また、「両禪師」は勝覺・證觀のことであらう（註22参照）。

とから、尊子に比定するのが自然である。

- (34) 「水左記」承保四年八月九日・十日・十一日・十二日・十四日条など。
(35) 「扶桑略記」寛徳元年四月二十七日条「右近大將權大納言藤原朝臣通房薨逝、年廿、関白左大臣頼通朝臣嫡子也」〔公卿補任〕は薨去日を二十四日とする。媛子は『中右記』天仁二年十月十日条の薨去年齢から逆算すると、通房が薨去した時は十八歳、俊房が十歳の時である。

- (36) 角田氏前掲註7b論文に詳しい。『大日本史料』第三編之一、寛治元年八月十九日第二条掲載の『本朝世紀』には「左大臣御姉」、「為房卿記」には「故土御門〔俊房〕右府二娘」とある。

- (37) 「水左記」承保四年八月八日条「自閔白殿北政所令問心地給」。

- (38) 史料大成本『水左記』承保四年八月九日条では「東西姫君」とある。鷦見氏は「東姫君」を媛子、「西姫君」を澄子にあてておられるが、自筆本写真（尊經閣本）を確認すると「東面姫君」と読むべきである。また

- 『水左記』内の他所にも「西」姫君との呼称は見当たらない。

- (39) 俊房による師忠への庇護は『水左記』康平七年七月二十八日条「師忠昇殿後初參、余扶持參」など。俊房三十歳、師忠十一歳である。角田氏（前掲註7b論文）は、師忠に同母姉妹が少なくとも二名いたことを指摘されている。

- (40) 「水左記」承暦五年十二月一日・応徳元年五月四日条、『采花物語』（卷第三十九 布引の瀧）に「大将殿の上」とある。

- (41) 「水左記」承保四年八月九日から十六日・十八日条。

(42)

- 「水左記」承保四年八月十九日条で出家した「御前」について、史料総覽（承暦元年八月十九日第二条「故右大臣師房ノ室藤原尊子出家ス」、「平安時代史事典」の「藤原尊子」項（角川書店、一九九四年）は尊子に比定し、また、米谷氏は「尊子は夫師房の死の半年後出家したが、ずっと長男俊房の南殿に同居していた」とされる。一方、鷦見氏は娟子内親王とされる。確かに俊房の「御前」の容態の書き振りは非常に詳細で、その室娟子内親王のようにも思えるが、明らかに八月の「御前」の容態と出家は連動し、九月以降に現れる「尼上」も同一人物と考えられるこ

- (43) 「水左記」承保四年七月十九日条「晴、早旦參殿、良久帰、「欠損二三字カ」南殿新造廊雖前々荒、今日之外無可然（以下欠損、史料大成本には日の字あり）」との記事がある。欠損が多く読み取り辛いが俊房第の「南殿」のこととか。新造したと思われる。また、「水左記」承保四年九月九日より閏十二月二十九日のほぼ毎日、俊房は「南殿」に日参している。

- 特に理由が記されている史料として、『水左記』承保四年九月二十一日条「未剋許破物忌參南殿、尼上自日來不例御之故也、入夜帰」、師房の月命日である十七日の九月から翌承暦一年正月の毎月など。

- (44) 「水左記」承保四年八月三十日条に、前日二十九日の「御前御心地頗宜」を受けて、「御前」尊子のための御祈として一日大般若經が「南廁」で修せられる、とある。なお、史料大成本では「南廟」とあるが、自筆本写真（尊經閣本）を確認すると「南廁」とある。

- (45) 「水左記」承保四年八月二十六日条「此日、一品良子内親王早世^{四年四月}是依庖瘡也、後朱雀院第一皇女也、母陽明門院」。

- (46) 「采花物語」（卷第三十七 〔後^{承暦}朱雀天皇の後〕）に、「大みやをも、『すべて御文など通はせ給うふな』と春宮のいみじく申させ給へば、いとかなしく

- し奉らせ給しかど、かき絶えておはします。大納言殿、うへ、よろづに扱ひ申させ給」とあり、娟子内親王と尊子、ひいては俊房と尊子との親密さを窺わせる。

- (47) 「大御記」（京都大学総合博物館所蔵）。

- (48) 高群氏は『山城名跡巡行志』に「左大臣」を源雅信とする説に準拠し、俊房への伝領を示唆され、臘谷氏は『拾芥抄』の「左大臣」を雅信に加えて道長か俊房を想定しておられる。何れにしても筆者の説明不足による誤解を避けるために、兩氏による論証の詳細を参照いただきたい。

(49)

- 承暦四年自正月至六月、自七月至十一月（柳原本宮内庁書陵部所蔵）、永保元年秋冬（前田育徳会尊經閣文庫所蔵）。なお、史料大成本の承暦四年正月から四月は抄本であるので、特に柳原本を参照した。

- (50) 「水左記」永保元年八月六日条「師成卿家小一訪」、九月一日条「小一条入道薨逝」、十七日条「差使訪小一条大式喪」。小一条院の所在地は左京

一条三坊十四町（平安京提要）同項。九条家本『延喜式』左京図・『拾芥抄』は同地を「小一條殿」とする。『土右記』延久元年五月十八日条には、師成が師房にその伝領の由来を語っている。師成と師房・俊房との交流は、『水左記』永保元年八月六日条に「是故殿御時互示雜事、年来相知之故也」とある。

(51) 九条家本『延喜式』左京図・『拾芥抄』の一条四坊三町、『平安京提要』同項。

(52) 四条宮を九条家本『延喜式』左京図・『拾芥抄』東京図は四条三坊四町とするが、『拾芥抄』本文は五条三坊一町とする。『平安京提要』同項。

『水左記』承暦四年五月十一日条「今夜、百河天皇（橘後綱）主上白但馬守臺四条令渡堀川院給云々」、八月一日条「今夜御竈神自四条坊門□令渡堀川院」、『帥記』八月二十二日条「東洞院四条坊門但馬守宅」。

(53) 『水左記』承暦四年八月十七日条「陽明門院自一条至町令渡^{〔藤原頸綱〕}讀岐守姉小路」、「一字欠カ」家給云々、永保元年九月二十一日条「陽明門院自姉小路令渡二条室町御所給云々」とあり、焼亡時には姉小路にある第宅に居たと推測できるが詳細は不明である。なお、九条家本『延喜式』左京

図の二条三坊十二町には「陽明門院」とある。顯綱宅であろうか。

(54) 九条家本『延喜式』左京図・『拾芥抄』の一条四坊一町、『平安京提要』同項。

(55) 柳原本『水左記』承暦四年四月「十七日から三十日条。

(56) 鶩見氏は、長治二年に藤原宗忠の五条烏丸第と頼仲の中御門富小路亭が交換されることから、両日の俊房の居所を借宅と推定しておられる

(57) 【中右記】長治二年二月二十日・二十八日条。

角田氏前掲註^{7 a}論文。

(58) 『水左記』永保元年七月十六日条より新造第に引っ越すまで。柳原本

『水左記』承暦四年二月十五日条には「今日、土御門地立小屋為置書籍也」、同二十四日条には「今日、土御門仮倉置終書籍依申之日也」とある。書籍類が大変大切にされたことは周知のとおりだが、俊房も前年二月の第宅の焼亡から第宅の再建に先駆けて、これらを安全に保管できるよう取り計らったものと思われる。『帥記』永保元年三月一日条にも

「被造土御門亭」とあり、新造中の俊房第を指していると思われる。

(59) 『水左記』永保元年十一月二十二日条「始自今日至于明年十一月晦日、於天台山毎日充寿命經一卷供養之、又奉供養閻魔天、是御前御祈也、明年可慎給之故也」とあり、二十日の方違はこの記事と連動していて娟子内親王と考える方が自然である。

(60) 『水左記』永保元年七月十五日条「姫君御方御經供養事」、十六日条「明日南殿尼上於雲林院可被供養涅槃經等」、十七日条「南殿尼上渡雲林院給」、二十二日条「南殿姫君御方御經供養事」など。

(61) 角田氏（前掲註^{7 a}論文）は、御骨埋葬の場所の指示を「不例」となつた尊子自身の遺言とされている。当該条は欠損が多く判り辛いが、尊子は師房御骨の埋葬場所を指示したと読むべきだと思う。

(62) 俊房達は花山院に居たと思われるので、特に指摘する必要もないが、鶩見氏が挙げられた『水左記』承暦四年閏八月二十一日条の「予參南殿」の「南殿」は、文脈から内裏での臨時仁王会のことである。

(63) 花山院は、その家名となつた花山院流藤原家忠の子孫の所有に帰したことは周知の事実だが、それ以前の所有者に関しては不明な点が多い。『平安京提要』の「左京一条四坊三町」項は、『百練抄』康平六年七月三日条の「大臣移徙新造華山院」を根拠とし、師実一家忠の伝領としている。『水左記』にみえる花山院の利用者は、麗子（康平七年四月四日）、師実（承保四年八月二十七日）、師通・俊家（同年十月二十六日）、師通（同年十一月十四日）、俊家（同年十一月十九日）など。特に承暦四年は俊家の利用が目立つ。俊房が、新造第のできるまで花山院を居所としていたのは、従兄弟である俊家の縁からであろうか。【中右記】嘉保元年五月二日条には「花山院、新大納言^{家忠}被居住也、然而有此講筵也」とあり、家忠の第宅でありながら、俊房は師房供養の為の法華八講を行つてゐる。

また、【同記】長治元年十一月六日条では、家忠の「経営事依申合」のことで宗忠が俊房を訪れている。姻戚關係による伝領も考えられる。また、『水左記』応徳元年六月十三日条に「余与故府已作兄弟儀」とあり、師実と俊家、俊家と俊房の関係で、花山院を借用したのかも知れない。何れにしても推測の域を出ないが記しておく。

- (64) 『栄花物語』卷第三十六 根あはせ。
(65) 〔水左記〕永保元年七月二十九日・八月一日・九月二十四日・十月三日・六日・七日・八日・十一月三日・十二日・十四日・十八日・三十日条。
(66) 〔水左記〕永保元年六月三十日条「輕服」、八月四日条「今日」^{〔教通〕}〔一条殿上御正日也〕。
(67) 史料大成本では「南御方」としているが、自筆本写真（尊經閣本）を確認すると、判然としないが「南」字ではない。姉妹が複数居ることを想定して、承保四年八月六日条の「両禪師」という記載方法に倣い「両」字をあててみた。
(68) 瓢見氏は、「小右記」万寿四年四月十五日条に賀茂祭見物の車立てのことで争乱があり、続けて「大納言^{〔藤原〕}齊信卿弟尋光僧都同車度、中納言師房家門前^{或云高松殿}上下雜人出来、以石打車云々」とあることから、師房の「一条家」が一条大路に面していたとされる。しかし、当該条をよく読むと、齊信と尋光が車を立てたとは書かれておらず、この争乱が一条大路で行われたとは特定し難い。また、「水左記」応徳元年六月八日条に「於北大路有鬪亂者、一人辟走入余家」とあることが気になるが、これだけの情報では一条大路に面しているとは特定し得ないことも確認しておく。
(69) 〔水左記〕永保元年十二月一日条「秉燭之後、着衣冠參宮土御門北^{東洞院}」。角田氏（前掲註7-a論文）は土御門北高倉小路東（K第）を祐子内親王御所にあてておられるが誤りである。また、臘谷氏・『平安時代史事典』の「高倉殿」項・「土御門殿②」項は、「宮」を善仁親王（後の堀河天皇）とするが、『帥記』・『為房卿記』同日条にも善仁親王に触れておらず、鷦見氏が指摘されるように祐子内親王である。
(70) 〔水左記〕永保二年十二月十九日条、「公卿補任」永保二年。
(71) 〔水左記〕永保四年正月十七日条・別記「公卿補任」永保三年。
(72) 〔大日本史料〕第三編之一、正月二十九日条「撰政師実ノ孫忠実、左大臣俊房ノ女ト婚ス」、『古事談』第二臣節など。任子は、「中右記」寛治七年三月二十二日条に「正五位下源任子^{〔忠実〕}〔中納言中将之妻家〕」とある。
(73) 〔大日本史料〕第三編之二、寛治五年五月十一日条「中宮、御不例ニ依
(74) 〔大日本史料〕第三編之三、嘉保元年九月五日条「右大臣從一位源顯房薨去を白河院の譲位と堀河天皇の即位の間に載せており、応徳三年末のこととわかる。この時、尊子は「御命は八十余」だった。また、「水左記」寛治元年五月二十九日条に俊房が除服しており、母の服喪と思われる。
(75) 〔大日本史料〕第三編之一、寛治元年八月十九日第一条「是ヨリ先、故右大臣師房ノ女^{〔名闕〕}ノ卒去ニ依リテ、左大臣俊房、右大臣顯房等服ヲ著ス、是日、除服セシム」、角田氏前掲註7-b論文参照。
(76) 〔大日本史料〕第三編之三、嘉保元年九月五日条「右大臣從一位源顯房薨ズ」。
(77) 〔中右記〕寛治六年十月十五日条・寛治七年五月九日条、「後一條師通記」寛治六年十一月二十二日条など。
(78) 〔中右記〕寛治四年十二月十三日・十六日条。戸田芳実氏（『中右記』）そして、一九七九年）は、「宗俊はのちに『土御門』と号したといわれるよう、死去するまでこの土御門亭に居住していた」と指摘しておられる。高群氏は、俊房第の北隣に移したとされるが、対という殿舎の規模と家族の薨去を考えると、俊房第の内と考える方が自然であろう。
(79) 〔平安遺文〕古文書編第五卷一九七三号、『久我家文書』一号一・二（國學院大學久我家文書編纂委員会、一九八一年）。
(80) 〔大日本史料〕第三編之六、康和四年三月二十八日第一条「天台座主大僧正^{〔覺寂ス〕}」。
(81) 〔大日本史料〕第三編之十、天仁元年十月十日第二条「故右近衛大將藤原通房室入道從^{〔位源延子〕}薨ズ」。
(82) 〔中右記〕嘉保元年三月十九日・康和四年八月二十四日・長治元年十一月十九日条など。
(83) 〔中右記〕元永元年閏九月二十七日条・元永二年六月十九日条・大治五年三月二十二日条に「正五位下源任子^{〔忠実〕}〔中納言中将之妻家〕」とある。

(84) 『中右記』 大治五年七月二十六日条。

(85)

内大臣雅実ノ土御門第二遷御アラセラル、東宮亦同第二遷御アラセラル」、
同十二、天永二年九月二十日条「皇居土御門第三ヨリ、高陽院東対ニ遷幸
ス、皇后、同ジク居御アリ」、同年十月十八日条「御籠神ヲ高陽院仮設内
膳屋ニ奉遷ス」。井上氏（前掲註8論文）は、この顯房—雅実第と俊房第
を混同している。

(86) 『永昌記』 天治元年六月十九日条、『中右記』 天治二年十二月二十五日
条など。この第宅は『中右記』 大治五年十一月八日条「亥時許、当北有
焼亡、下人云、前斎院御所土御門高倉第也、是入道太政大臣宅所如法家、
先年彼相府有大饗、其後被進斎院、数年為御所、今夜焼亡」、『百練抄』

同日条「前斎院子_誠土御門第焼亡_{故入道大相國第也}」とある。雅実の大饗は『中右記』
康和四年正月二十日条に「内_{雅実}大臣有大饗事_{土御門新造寝殿、初有此大饗也}」とあり、同じ第
宅であることがわかる。

(87) 『大日本史料』三編之十八、永久五年十一月十日条「新皇居土御門殿二
移徙アラセラル」。井上氏（前掲註8論文）は、いわゆる土御門内裏とB
第やK第を混同している。

(88) 『殿暦』永久五年二月二十五日条「新内裏所_{土御門}、百練抄」永久五年十
一月十日条「天皇遷幸新造之土御門皇居、_{○中件地、本是師時家}」、_略「中
『中右記』 保安元年九月十九日条「在一條殿、西御方如本御坐也、_{○中}

西時許、身無苦痛氣已絶入給了、予年来有母子契」とあり、「西御方」は
宗忠の准母であるから、「東御方」は全子である。

(90) 妃子と宗忠の相談事は、『中右記』 康和四年十月五日・十一日条と関連
すると思われる。

(91) 『大日本史料』第三編之八、長治二年十一月七日条「無品祐子内親王、
土御門高倉第二薨ジ給フ」。また、註69参照。この地は、後に師実の女で
ある高陽院藤原勲子（泰子）の御所となる（『台記』 久安三年別記三月二
十七日条、九条家本『延喜式』 左京図・拾芥抄 東京図）が、祐子内親
王の存命期における他者の利用を示す史料は、管見の限り無い。

(92) 秀実第については、『中右記』 元永元年一月二十一日条に白河院御所と

して「秀実朝臣正親町東洞院宅」、また、九条家本『法性寺殿御記』（宮
内書陵部所藏）元永二年二月九日条に同じく白河院御所として「木工
権頭季実朝臣土御門東洞院宅」等の記載がある。この二つの史料の秀実
第は時期的に同じものと判断して良いであろうから、この時の秀実第は
O第であることが確認できる。『平安京提要』の「左京北辺三町七坊」項
では、既に当地を季実第に比定しているが、論拠が示されていない。先
に挙げた『中右記』元永元年の記載等を論拠としているのだろうか。し
かし、B第が焼亡した嘉保二年から元永元年までは二十三年間の開きが
ある。嘉保二年当時の秀実第がO第の地であるかどうかについて、元永
年間の記載で判断することは不明確であると考えたため、煩雑ではある
が、『平安京提要』の記載を再確認した次第である。結果、嘉保二年と元
永年間の季実第は同地にあることが確認できた。

(93) 少し時代は下るが、『長秋記』 天承元年四月十六日条にみえる鳥羽院に
よる斎院御禮見物の記事から、一条大路南東洞院大路西（M第）の地に一
条殿があることがわかる。この一條殿が全子に關係する第宅であるなら
ば、B第は一條殿の一町挟んだ南側に位置していたことになる。また、
『地名辞典』は当地を「平安期の居住者名は全く不明である」とする。

(94) 角田氏前掲註7c論文。

(95) 『中右記』 長治元年正月一日・十二月二十五日・長治二年正月二日・二
十五日条など。『今鏡全釈』 補注（上巻）〇五頁）は「堀河の左の大臣」
という通称は堀河院伝領による、とする。

(96) 田中稔氏は、源有仁かと推測しておられる（『京図について—九条家本
延喜式卷第四十二所収を中心として—』『中世史料論考』 吉川弘文館、一
九九三年）。

(97) 『今鏡』 ふぢなみの中第五 御笠の松。子女の夭折については『今鏡全
釈』 補注（上巻四九一頁）に整理されている。

(98) 『今鏡』 むらかみ源氏第七 夢のかよひ路。

(99) 『大日本史料』 第三編之十一、天永元年十二月二十日条「是ヨリ先、左
大臣俊房、堂舍ヲ建立ス、是日之ヲ供養ス」。

大臣俊房、堂舍ヲ建立ス、是日之ヲ供養ス」。

(100) 『元亨釈書』卷第十七頤雜二王臣（新訂増補国史大系）。

(101) 九条家本「延喜式」左京図の一条三坊十六町（B第）の地には「寝殿御方」との書き込みがある。同図の成立に際して、俊房、または宗俊に近しい人物の関与も想像される。

(102) 〔中右記〕康和五年三月十二日条、「今鏡」ふぢなみの上第四 藤波。

(103) 〔大日本史料〕第三編之六、康和五年三月十二日条「左大臣俊房ノ室前斎院娟子内親王薨ズ」、「本朝世紀」康和五年三月十二日条。梅村恵子氏は、「正妻」の地位は、（中略）婚姻開始時に明らかに決定されていると論証された（同「撰閥家の正妻」「日本古代の政治と文化」吉川弘文館、一九八七年）。しかし、俊房と娟子内親王との婚姻の始まりは私通であつたが（第一章・註17参照）、娟子内親王を「北方」（『殿曆』康和五年三月十五日条）とするように、俊房の「正妻」は娟子内親王であることが、周知されていたと思われる。

(104) 〔大日本史料〕第三編之二十七、保安二年十一月十二日条「入道前左大臣從一位源俊房薨ズ」。同条所引の「後拾遺往生伝」には俊房薨去の時に「三条堀川辺」に瑞祥があつたとする。京楽真帆子氏は、「管見の限りにおいても、史料には夫方居住を示すものはない。（中略）平安貴族の妻方居住は貴族の居住を縛る「規範」だったのではなく、居住地の選択肢の一つにすぎなかつた」とされ、高群説の「竈禁忌」の存在を疑つておられる。また、「枕草子」一七〇段を引用され、「清少納言の感覚で言えば、「親の家」も「舅の家」も、仮住まいの場なのであり、しかるべき地位を得てから、「本住まい」の邸宅を買得するなりすべき」との指摘もされている（同「平安京における居住と家族—寄住・妻方居住・都市—」『史林』七六一、一九九三年）。本稿において、俊房は、父師房の薨去後、俊房が母尊子や姉妹たち、加えて「北方」である娟子内親王と、師房から伝領したB第で同居していたこと、また、「堀河三条第」（P第）へ娟子内親王とともに転居したことを論証できた。京楽氏とは異なる目的から論証し得たものであるが、同様の結果が得られたことを記しておく。

(105) 〔水左記〕永保元年七月二十二日・十二月二日条など。

(106) 角田氏前掲註7c論文。高橋康夫氏は、室町期の「土御門万里小路東

北頬四丁町」（A第の地）を検討されるなかでこの相伝系図に触れておられる。系図の「当否を判断する史料を欠く」と断られながら、師房が「土御門右大臣」と号したことや雅実の子孫である鎌倉期の通親・通宗・定通などが「土御門」と号したこと指摘しておられる（『京都中世都市史研究』思文閣、一九八三年）。

(107)

〔平安京提要〕「左京北辺四坊六町」項。当地について、北村優季氏（同「御倉町の成立と展開」「平安京—その歴史と構造」）吉川弘文館、一九九五年）は、道長や上東門院彰子の第宅である「土御門殿」（一条四坊十五・十六町）の「御倉町」であったものが、道長の死後、その存在意義を失い、源行任に譲られた、と検証しておられる。

(108) 角田氏前掲註7c論文。

(109) 〔水左記〕俊房の方違（表3）参考・応徳元年四月九日・五月九日条など。

(110) 九条家本「延喜式」左京図の北辺四坊八町の枠外に「染殿」との書き込みがある。「拾芥抄」は正親町小路の北側の一町とするが、「延喜式」の書き込みからは、当地のみが染殿なのか、その西側もしくは南側を含むのか不明である。

(111) 九条家本「延喜式」左京図・「拾芥抄」付図も一町分の当地を「清和院」と記載する。

〔付記〕「大日本史料」第三編之二十七の編纂補助の仕事のなかで、源俊房薨去の条に関わる史料を既刊記録類から拾う作業を行つた。その際に、第宅や人物比定の混乱に幾度も遭遇したことが本稿の発端である。このような機会と多大なご助言を頂戴した田島公・藤原重雄両氏に、記して御札申し上げます。